

派遣法の見直し議論開始、労政審「同一部会」6年ぶり再開

「働き方改革関連法」に連なる同一労働同一賃金の法整備と運用規定などを検討した労働政策審議会「同一労働同一賃金部会」が2月、2018年11月以来、約6年ぶりに再開しました。8つの関連法のうち、「雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保」を巡ってパートタイム労働法と労働契約法、労働者派遣法の「3法改正」について議論した会議体。20年4月の施行から5年経過する今年、改正法附則の見直し検討規定に基づき、施行状況や非正規労働者の現状を踏まえた議論を展開。厚生労働省は、年内に見直しの方向性を固める方針です。

再開した「同一部会」では、(1)「働き方改革関連法」に伴う改正後のパートタイム・有期雇用労働法と労働者派遣法の「均等・均衡待遇規定」など(2)同一労働同一賃金ガイドライン(3)非正規雇用労働者に対する支援(正社員転換等のキャリアアップ、無期雇用フルタイム労働者への同一労働同一賃金ガイドラインの考え方の波及)——の3点を軸に検討します。

4月下旬にかけて労使関係団体や有識者等からのヒアリングを実施し、個別の論点について順次検討を進める方針。同部会の労働者側委員は「派遣法には派遣先均等・均衡方式と派遣元による労使協定方式が義務付けられているが、複雑な内容であるため実態把握をしたうえで見直しを検討する必要がある」と指摘しています。

一方、派遣法を巡っては、19年6月から労政審「労働力需給制度部会」が12(平成24)年改正と15(平成27)年改正の見直し議論を開始。「日雇派遣の原則禁止」や「離職後1年以内の労働者派遣の禁止」「派遣期間制限」「特定目的行為の禁止」など13項目のあり方について検討していましたが、コロナ禍の影響もあって20年7月に「中間整理」で着地させています。「同一部会」の見直し議論と併せ、こちらのテーブルの“再開”のあり方も焦点となっています。

副業・兼業の割増賃金廃止など労基法改正を視野に本格議論

多様化する働き方に対応した労働基準法の見直しを検討してきた有識者研究会の報告書について、厚生労働省は労働政策審議会の労働条件分科会に説明しました。早期に着手すべき課題と中長期的に検討を進める事項に分けた報告書で、早期の見直し課題のなかには副業・兼業の労働時間通算における割増賃金規定の撤廃などが盛り込まれています。3月以降、労働基準法の改正を視野に労使の議論が展開されます。

報告書は、法律の専門家らで構成する「労働基準関係法制研究会」が約1年かけて議論を深め、今年1月に報告書を取りまとめました。労基法の意義、現下の情勢、構造的課題を示したうえで、労基法における「労働者」「事業」を整理したほか、労使コミュニケーションのあり方、労働時間法制的課題を明確にして見直しの方向性を示しています。

本格議論を前にした使用者側委員は「働く場所や時間など

にとらわれない自律的な働き方を実現する仕組みづくりと、自発的なキャリア形成を支援する仕組みが重要であり、それをサポートする政策が求められている」と強調。「例えば、自発的なキャリア形成に資する副業・兼業は割増賃金規制があるために普及、促進が大いに阻害されている」と報告書の方向性を評価しました。

一方、労働者側委員は「テレワークのみなし労働時間制創設や副業・兼業時の割増賃金の通算撤廃といった働き過ぎを助長しかねない内容もある」とけん制しています。来年の通常国会に改正法案を提出する場合は、年内中の議論終結が必要で、3月以降の議論が注目されています。

政府、「育成就労」の具体的な運用方針の策定急ぐ

技能実習制度を廃止し、外国人材の「確保と育成」を目的とする「育成就労制度」が新設されます。27年の施行に向けて現在、法務省と厚生労働省が所管する有識者懇談会が(1)育成就労計画の認定基準(2)転籍のあり方(3)監理支援機関の許可基準(4)送り出しのあり方(5)特定技能制度の適正化——について議論を展開しています。

有識者懇談会は2月に初会合を開催。政府が提案した素案のポイントは、(1)賃金の高い都市部への人材集中を避けるため、地方企業の採用上限枠を大都市圏より拡大(2)採用上限は技能実習と同じく、受け入れ先の常勤職員数に応じて決定(3)人材育成などで優良な受け入れ先と認められれば上限の2倍の採用を許可(4)地方企業の場合、外国人材の受け入れを仲介する監理支援機関が優良と認められれば3倍まで拡大(5)本人の意向で勤務先を変える「転籍」を可能とするが、転籍者の受け入れ上限は採用する「育成就労外国人」の3分の1まで。地方から都市部に移る場合は6分の1まで(6)渡航費など初期費用は、転籍先が最初の受け入れ先に補填する仕組みを設定——となっています。

また、政府は介護、外食、工業製品製造の3分野で外国人の就労を緩和する案を同懇談会に提示。4月をメドに入管難民法に基づく分野別運用方針を改正します。工業製品製造分野で受け入れる人材数を増やし、受け入れ体制を強化するため、事業者などによる民間団体を新設。人材の技能評価試験などの業務を担ってもらうことを想定しています。

取材・文責 株式会社アドバンスニュース